

地域で支える超高齢社会

皆さんは今、心身ともに健やかに毎日を過ごされていますか。

人は誰もがいずれ「老い」を迎えます。年齢を重ねるとともに、身体が若いころのように動かなくなったり、感覚がおとろえたりして、ときには地域の人々や家族からの手助けが必要になることもあります。

今回策定した第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、超高齢社会において皆さんができる限

り住み慣れた地域で暮らせるよう、行政だけでなく、地域や家庭、そして私たち一人ひとりが今するべきことと考えておくべきことについて議論し、策定しました。

■高齢社会が急激に進む東近江市

本市の65歳以上の高齢者は、2015年4月現在2万7,360人で、総人口に占める割合は約24%

めの工夫をすることが大切です。

■地域の「マンパワー」で高齢者を支えよう

では、高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、何が必要になるのでしょうか。

①地域包括ケアシステム

地域では自治会や老人クラブ、ボランティアなどが行事や活動を通じて見守りをしたり、生活を助けます。介護が必要になったときは、家族以外に、医師、看護師、薬剤師、栄養士、ケアマネジャー、介護サービス事業者など多くの人が連携することで一体となってサービスが提供できます。

②仲間づくりと助け合いの意識

地域住民相互のつながりが希薄な地域では、近所で「おせっかい」を焼くことや、困ったことをお願いすることが難しいときがあります。

「困ったときは、お互い様」の精神で助け合い、見守ることができれば、一人暮らしの高齢者だけでなく、支えている家族にとっても安心して暮らすことができます。

■将来に備えて、

まずは考えてみましょう
「いつまでも健康でいきいき暮ら

■大切な介護保険制度を

持続していくために

デイサービスの利用や特別養護老人ホームへの入所など介護サービスに必要な費用の90%は税金や保険料でまかなわれています。現在のまま人口減少や高齢化が進むと介護サービスの費用は膨らみ、保険を支える税金や保険料の負担はどんどん増えていきます。介護保険制度を将来にわたって維持していくためには、サービスを必要とする人に適正に提供されるようルールやチェックの仕組みを整えるとともに、介護予防や一人ひとりの健康寿命を延ばしていくた

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成27年度～29年度)

基本目標

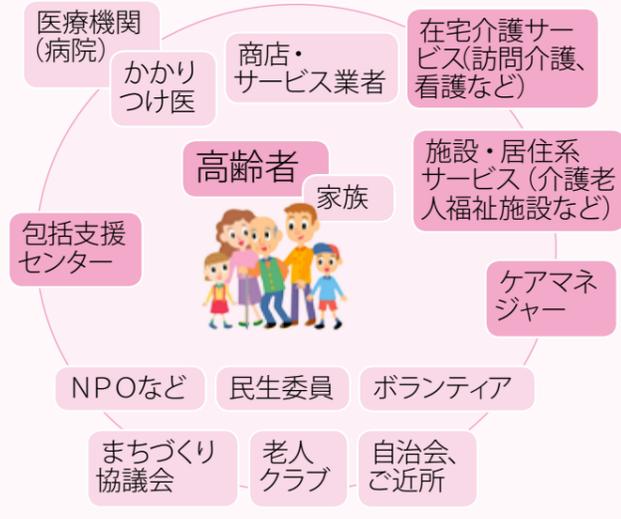
地域包括ケアシステムの構築により、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくる

基本方針

- 1 介護予防と自立支援型ケアマネジメントの推進
- 2 在宅医療・介護の連携強化
- 3 可能な限り在宅で生活するための効率的・効果的なサービスの整備
- 4 地域資源の発掘・育成による生活支援サービスの提供体制の整備
- 5 認知症の状態に応じた相談・支援体制の構築
- 6 地域包括支援センターの機能強化
- 7 介護保険の円滑な運営

「地域包括ケア」の仕組みとは

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まいおよび生活支援が一体的に切れ目なく提供される仕組みです。本市では、下図のような地域包括ケアシステムの構築をめざしています。



interview ①

ケアマネジャー 前田岳史さん
(「医療との連携」ワーキング会議代表)



介護サービスの利用計画の作成、調整のほか、身近な健康や介護の悩み相談も受けるなど、ケアマネジャーは介護を必要とする高齢者にとってなくてはならない存在です。中でも高齢者と医師、民生委員など、地域内でつながりを築く役割は大切です。1人では悩みや問題を解決できなくても、皆でできることを持ち寄れば、高齢者やその家族の生活を支えることができます。これからも高齢者が主役となって自分らしく暮らせるようサポートしていきたいです。

interview ②

五個荘北町屋町土曜会の世話人 市田恭郎さん



自治会館隣の古民家「萬松園^{ばんしょうえん}」で月1回、町内の65歳以上を対象にした土曜会を開催しています。これまでカラオケ大会や虫の音観賞会などを行いました。自由に参加してもらい、自分たちで準備から片付けまで行い、最後には自然と次のテーマの話になります。こうして自主的に行うことがいきいきと過すことにつながるほか、「最近元気がなさそう」といった地域の目配り、気配りの機会にもなります。いずれ萬松園が自然と人が集まる憩いの場になればと思っています。

■介護保険料 (平成27年度～平成29年度)

段階	対象者	年額保険料
1	生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	28,080円 【基準額×0.45】
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	46,800円 【基準額×0.75】
3	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階以外の人	46,800円 【基準額×0.75】
4	世帯員は市民税課税対象であるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	56,160円 【基準額×0.9】
5	世帯員は市民税課税対象であるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	62,400円 【基準額】
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	74,880円 【基準額×1.2】
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	81,120円 【基準額×1.3】
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	93,600円 【基準額×1.5】
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	106,080円 【基準額×1.7】
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	109,200円 【基準額×1.75】

◀介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。介護保険利用者の増加や65歳以上の人口増加が見込まれることから、第6期介護保険料(基準額)は年額62,400円に決まりました。

なお、平成27年度は、第1段階の人は公費の投入により負担が軽減されています。

「したい」ことは皆の願いです。元気に健康に暮らすためにはどうすればいいのか、そして介護が必要となったときはどこで、どのように暮らしたいのか、身近な人と話し合ってみませんか。

問長寿福祉課

☎ 0748-2415678
IP 0501580115678